

奈良市長 仲川元庸 様
奈良市教育長 中室雄俊 様

令和2年3月30日
公明党奈良市議会議員団

「新型コロナウイルス感染症対策による小・中学校等の一斉臨時休校に伴う就学援助制度における学校給食費の取り扱いについて」の要望書

日頃は、奈良市政および奈良市教育行政に対し、トップリーダーの立場にてご尽力頂いておりますことに感謝申し上げます。

さて、本市では新型コロナウイルス感染症対策として、本市の小・中学校等では3月2日より一斉臨時休業の体制がとられました。通常において学校給食を提供されている時期の休業であるため、就学援助制度を受給する子どもたち(準要保護児童生徒)の毎日の昼食が家庭の中で確保されていたのか、懸念するところであります。

「平成31年度奈良市就学援助実施要領」では、学校給食費の取り扱いについては学校給食の実質提供で援助することが規定されておりますが、この度、厚生労働省から「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校等における一斉臨時休校に伴う生活保護業務における学校給食費の取扱いについて」(令和2年3月13日付)の通知があり、この中で「今回は臨時休業に伴うものであり、通常予測される需要ではないことを鑑み、被保護者に対して返還された学校給食費については、福祉事務所への返還は求めないこととする。」とされております。

そこで、本市において就学援助を受給する「準要保護児童生徒」に対しても、本来学校で給食を提供されているべき学校給食費相当の費用を支給されることを強く要望するものであります。

また、一言申し添えるならば、このような家庭の保護者は非正規やパートの立場で雇用されているケースも多い状況であると想定されますことから、今回の新型コロナウイルスの影響で厳しい雇用状況に置かれていることも否めないと考えます。

このような状況下、厳しい生活環境に置かれている「準要保護児童生徒」への一段のご配慮を強く求めるものであります。

以上